

議案第229号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方自治法の一部改正等に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給する必要があるによる。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年福岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第2項中「、第4条の5及び第10条の2」を「及び第4条の5」に改める。

第17条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第2項中「、第10条の2」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。